

岩手県告示第925号

平成30年11月27日付け岩手県報第11841号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成30年岩手県告示第880号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成30年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 岩手郡葛巻町江刈第12地割字寺田103の1、103の8、103の9、103の15、103の18、103の38、103の51

(2) 所在が不明である通知の相手方 岩脇良治、大川原省義、大柳市藏、大柳留、上打田内吉太郎、上打田内與八、上川原安太郎、木戸場詣二、下川原仁藏、下中岩松、正路權之、大蛇三太郎、高宮鉄、高谷義夫、多城甚太、中崎藤三、中崎春見、野中詣一、野中由太郎、深澤口初太郎、深澤誠造、堀場是男、山下岩藏

2 通知の内容を掲示した場所 葛巻町役場